

## 同 窓 会 会 則 (変更案)

### 第1条 (名称・本部・支部)

本会は、山梨県立甲府西高等学校同窓会と称する。本会はその本部並びに事務局を山梨県立甲府西高等学校内に置く。また、必要に応じて支部を置くことができる。

### 第2条 (目的)

本会は、会員相互の親睦及び向上進歩をはかるとともに母校の発展に寄与し、あわせて、郷土の創生に貢献することを目的とする。

### 第3条 (組織)

本会は、次の者をもって組織する。

- 1 会員 (1) 普通会員 一県立山梨県高等女学校・山梨県立高等女学校・山梨県立第一高等女学校・山梨県立高等女学校の本科並びに専修科・実科の卒業生、補修科・専攻科修了生、併設中学校卒業生、山梨県立甲府第二高等学校、山梨県立甲府西高等学校卒業生

- (2) 準会員 一本校設立家政研究科修了生及び本校に在籍した者中の希望者で、2名以上の会員から推薦された者

- 2 客員 母校の職員及び旧職員

### 第4条 (役員)

また

本会に次の役員をおき任期を2ケ年とする。ただし再選をさまたげない。

- 1 会 長 (1 名) ※各役職の役割を削除→第5条(任務)に記載
- 2 副 会 長 (若干名)
- 3 常任理事 (若干名)
- 4 理 事 (提案1) 常任理事と理事の間に定期総会実行
- 5 校内理事 (若干名) 委員長 (1名) を追加してはどうでしょうか?
- 6 会計監事 (2 名) その場合、4条本文に続いて、「ただし定期総会
- 7 顧 問 (若干名) 実行委員長はこの限りでない」を追加する。

### 第5条 (任務)

- 1 会長は、本会を代表し、会務を総括する。選出は理事会の推薦により選出し、総会の承認を得る。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき、若しくは会長の指名がある時は代行する。選出は会員の中より会長が委嘱する。
- 3 常任理事は、会員の中より会長が委嘱する。また事務局、庶務、企画、会計の各部に所属し職務を担当する。

- (1) 事務局 事務局は庶務、企画、会計各部と会長副会長との連絡調整、※1各種記録の保存管理等、本会の業務全般の事務処理を担当する。 (提案2) ※1部分に「会員名簿及び」を追加してはどうでしょうか?

- (2) 庶務部 庶務部は議事録の作成、行事全般の記録、欠席役員に対しての連絡、会報の作成等を担当する。
- (3) 企画部 企画部は講演会等、同窓会事業の立案、回生対策等を担当する。
- (4) 会計部 会計は、一般会計及びその他の会計の金銭管理、事業予算及び終身会費・会費の徴収等を担当する。

※上記の事務局、庶務、企画、会計の各長1名、事務局次長2名、各副部長2名を選出する。事務局次長、副部長は、事務局長、部長を補佐し、局長、部長事故あるときは代行する。

※2 第4条に定期総会実行委員長を追加した場合は、4に「定期総会実行委員長は、当番回生の中から会長が委嘱し、総会にて報告する。実行委員長は実行委員会を組織し、本会と協力しながら、定期総会開催に関わる、企画・設営・報告等を担当する。」を追加し、以降の番号を変更する。

- 4 理事は各回生より選出し、会長が委嘱する。各回生を代表して理事会に参加し諸事項を協議するとともに本会と回生との連絡に当たる
- 5 校内理事は、母校の職員から会長が委嘱する。母校と本会との連絡に当たる。
- 6 会計監事は、会員の中より選出し、総会の承認を得て会計監査に当たる。
- 7 顧問は、母校の現職の校長・教頭及び本会の会長であった者を顧問とする。顧問は会長の諮問に応じ、または役員会に出席して意見を述べることができる。

#### 第6条 (総会・入会式)

定期総会は、毎年度できるだけ早期に開催する。また、必要に応じて臨時総会を開くことができる。但し、緊急を要する場合、若しくは会長が必要と認めた場合は常任理事会、理事会の議決をもって総会の議決に充てることができる。  
新会員入会式は、卒業式の前日に行う。

#### 第7条 (役員会)

会長は、必要に応じて常任理事会、理事会を招集する。

#### 第8条 (事業)

本会は、次の事業を行う。

- (1) 会報の発行及び名簿の管理。
- (2) 在校生への奨学金贈呈。
- (3) その他本会の目的達成に関して必要と認められた事業。

#### 第9条 (決議)

本会の決議は、総会において、出席会員の過半数の同意を得てこれを定める。

#### 第10条 (経費)

- (1) 本会の経費は、入会金・終身会費並びに寄付金・協賛金をもってこれに充てる。
- (2) 会員は、入会の際、入会金、終身会費を納入する。なお入会金、終身会

費、寄付金は返金しないものとする。

(3) 各事業に伴う臨時会費は、理事会において決定する。

第11条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第12条 (基金会計)

本会に、甲府西高同窓会基金を置き、別途定める基金運営規定に従って運営する。  
特別会計を設け、 特別会計細則

第13条 (届出事項)

- (1) 会員は、その住所・氏名に変更があったとき、その他一身上の異動があったときは、直ちに事務局に通知する。
- (2) 会員が本会の後援を必要とする場合は、別紙に必要事項を記載の上、会長に届出、理事会の承認を得る。

第14条 (その他)

会員及び客員の慶弔、その他の件については、別に決めた内規により行う。

付 則 この会則は、平成11年4月29日から施行する。

改訂 平成16年5月 2日

平成28年5月15日

平成29年5月14日

令和 年